

表 鉄鋼・アルミ232条関税の対象価値の計算方法に関するCBPのBase Metals Centerによる解釈

輸入品の価値割合	関税率の計算の対象となる価値	
	輸入申告価格から非鉄・非アルミの価値を差し引いた価値に232条関税がかかる場合	鉄・アルミの価値にのみ232条関税がかかる場合
費目	—	—
鉄・アルミの価値	30ドル	30ドル
非鉄・非アルミの部材	30ドル	—
加工費	30ドル	—
労務費	10ドル	—
輸入申告価格	100ドル	232条関税の対象価値 = 70ドル 一般関税等の対象価値 = 30ドル
		232条関税の対象価値 = 30ドル 一般関税等の対象価値 = 70ドル

(出所) CBPのBase Metals Centerの通知を基に作成